

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例【環境局循環社会推進部業務課】 5
- 北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】 6
- 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部総務課】 7

◇ 規 則

- 北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部農林課】 8
- 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 9

◇ 告 示

- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 10
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 11

◇ 上下水道局

- 徴収事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】 12

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 13

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【門司区選挙管理委員会事務局】 1 5
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉北区選挙管理委員会事務局】 1 6
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉南区選挙管理委員会事務局】 1 7
- 北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【若松区選挙管理委員会事務局】 1 8
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡東区選挙管理委員会事務局】 1 9
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡西区選挙管理委員会事務局】 2 0
- 北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【戸畑区選挙管理委員会事務局】 2 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽法の一部改正に伴い、次のとおり改めることにしました。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録を拒否する要件に、浄化槽管理士に研修の機会を確保していない者を追加することにしました。
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に、研修の機会を与えなければならないこととしました。
- 3 令和2年4月1日に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、1の要件は、令和4年4月1日から適用する経過措置を設けることにしました。

この条例は、1及び3については令和3年4月1日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例

土地改良法の規定により市が施行する土地改良事業のうち国が標準的な費用負担の水準を定めるものについて、当該土地改良事業に要する経費に充てるため賦課徴収する金銭の総額の上限額を、当該費用負担の水準に基づき市長が定める基準により算定した額に変更することにしました。

この条例は、令和2年3月25日から施行することにしました。

◇北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公営企業法の一部改正に伴い、次に掲げる条例において引用する地方自治法の条項ずれを改めることにしました。

- (1) 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- (2) 北九州市交通事業の設置等に関する条例
- (3) 北九州市病院事業の設置等に関する条例
- (4) 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正に伴い、規則において引用する同条例の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和2年3月25日から施行することにしました。

◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

- 1 予防部予防課に防災啓発係を新設することにしました。
- 2 警防部消防団・市民防災課の名称を変更し、同課防災係を廃止することにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

（8） 第9条の2に規定する要件を欠く者

第9条の次に次の1条を加える。

（研修の機会の付与）

第9条の2 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を与えなければならない。

第10条第2項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項に1号を加える改正規定及び次項の規定は令和3年4月1日から、第10条第2項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、改正後の第5条第1項第8号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 号

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例（平成 3 0 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる事業であって国が標準的な費用負担の水準を定めるものに係る賦課金の総額は、当該費用負担の水準に基づき市長が定める基準により算定した額を上限として、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に施行中の事業に係る賦課金及び特別徴収金については、改正後の第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年北九州市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(北九州市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市交通事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年北九州市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年北九州市条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(北九州市公営競技事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例(平成 2 9 年北九州市条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 5 号

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則（平成 3 0 年北九州市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 6 号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和 6 1 年北九州市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 予防部 予防課の項中「予防係」を「予防係
防災啓発係」に改め、同条 警防部
の項中「消防団・市民防災課」を「消防団課」に改め、同条 警防部 消防団・市民
防災課の項中「防災係」を削る。

第 3 条 予防部 予防課 予防係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同項
の次に次のように加える。

防災啓発係

- (1) 自主防災組織等の設立及び育成に関すること。
- (2) 市民防災会に関すること。
- (3) 防災に関する市民啓発に関すること。

第 3 条 警防部 警防課 警防係の項に次の 4 号を加える。

- (1 2) 危機管理室との連携に関すること。
- (1 3) 地域防災計画、国民保護計画及び水防計画に基づく消防部の活動に関すること。
- (1 4) 消防水利の整備及び保全に関すること。
- (1 5) 都市計画の防災施策に関すること。

第 3 条 警防部の項中「消防団・市民防災課」を「消防団課」に改め、同条 警防部 消防団・市民防災課 防災係の項を削る。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

夜間対応型訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00834	ほほえみ夜間 サービスセン ター	北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	有限会社ほほ えみ	令和2年 3月1日

北九州市告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 夜間対応型訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40907 00131	ほほえみ夜間 サービスセン ター	北九州市八幡西 区永犬丸南町二 丁目2番41号	有限会社三ヶ 森タクシー	令和2年 2月29 日

2 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40705 04933	よかどこデイ サービス	北九州市小倉南 区日の出町一丁 目6番1号	株式会社よか どこ会	令和2年 2月29 日

北九州市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金及び同条例第36条に規定する手数料、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月25日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
第一環境ケイ・イー・エス共同企業体	福岡市中央区薬院四丁目3番5号	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市交通局長 池上 修

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務分掌規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第2条総務経営課の項中「経営企画係」を「経理係
営業企画係」に改める。

第3条総務経営課庶務係の項の次に次のように加える。

経理係

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (3) 収入及び支出の審査に関すること。
- (4) 支払決定及び出納に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 企業債に関すること。
- (7) 固定資産の除却及び減価償却に関すること。
- (8) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (9) 一時借入金及び資金運用に関すること。
- (10) 地方公営企業法第40条の2第1項に規定する書類の作成に関すること。
- (11) 物品の購入、修理、加工等に関すること。
- (12) 業者の資格審査及び登録に関すること。
- (13) 不用物品（遺留品を含む。）の処分に関すること。
- (14) その他他課に属しない財務事務に関すること。

第3条総務経営課の項中「経営企画係」を「営業企画係」に改め、同条総務経営課経営企画係の項中第8号から第21号までを削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「（経理担当係長を除く。）」を削り、同項を同条第2項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（北九州市交通局会計規程の一部改正）

2 北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の総務経営課企業出納員の項中「総務経営課経理担当係長」を「総務経営課経理係長」に改める。

北九州市門司区選挙管理委員会告示第2号

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 遠山 義 則

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市門司区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市門司区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第2号

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市小倉北区選挙管理委員会
委員長 花田 慶一郎

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第2号

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市小倉南区選挙管理委員会
委員長 齊藤敏尋

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市若松区選挙管理委員会告示第2号

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市若松区選挙管理委員会
委員長 木下 秀雄

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市若松区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市若松区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 井 関 貢

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第3号

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 佐々木 正 明

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第25条第1号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和2年3月25日から施行する。